

◎佐賀県条例第25号

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例の一部を改正する条例

佐賀県立地域生活リハビリセンター条例（平成22年佐賀県条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する自立訓練を実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(自立訓練の対象者)</p> <p>第1条の2 センターにおいて実施する自立訓練の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2</u> 前項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第1項に規定する自立訓練及び同条第16項に規定する特定相談支援事業を実施するため、佐賀県立地域生活リハビリセンター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p>(自立訓練等の対象者)</p> <p>第1条の2 センターにおいて実施する自立訓練及び特定相談支援事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第3条 略</p> <p><u>2</u> センターにおいて法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を受けた者は、同項に規定する費用の額に相当する額を使用料として納付しなければならない。</p> <p><u>3</u> 前2項の規定によるもののほか、特に要する費用として規則で定めるものについては、その実費を徴収することができる。</p> |

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。